

岡山フルートの会会則

第一条 名称

この会は、岡山フルートの会と称し、英文ではOkayama Flutists Association(略称OFA)と表示する。

第二条 目的

この会は、フルートをとおして音楽に親しみ、会員の音楽性を高め、会員相互の親睦をはかることを目的とする。

第三条 事業

この会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 内外フルーティストによる演奏会、講習会の開催
2. 研修会、親睦会等の開催
3. その他、目的に必要な事業

第四条 会員

この会は、その目的に賛同し、年会費を納めて事務局に登録した者を会員とする。

第五条 退会

この会は、退会を届け出た時、または会の名譽を傷つけたり会に損害を与えた場合、その会員を退会とする。

第六条 役員

この会に、次の役員を置く。

1. 会 長 1名
2. 副 会 長 2名
3. 理 事 6名
4. 事務局長 1名
5. 事務局員 若干名
6. 監 査 2名

第七条 役員の仕事

1. 会長は、この会を代表し、会議を召集するとともに会務を統括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、場合によっては会長の職務を代行する。
3. 理事は、理事会に出席しなければならない。
4. 事務局長は、事務局員を統括する。
5. 事務局員は、会務を執行する。
6. 監査は、会計を監査する。

第八条 会長、副会長、理事、事務局員の選出

1. 会長の選出については、この会の会員、顧問、特別会員の無記名投票による。
2. 会長選挙規定、選挙管理委員会規定は、別に定める。
3. 副会長、理事、事務局員は、会長が総会に諮り、総会の議を経て決定する。

第九条 役員の仕事

1. 役員の仕事は2年とする。ただし、会長の仕事は4年とする。仕事は当該年度の6月1日から始まるものとする。
2. 役員に欠員を生じ、会務の執行に支障あるとき、会長は理事会の承認を経て後任を定める。ただし、その仕事は前任者の残任期間とする。

第十条 顧問、特別会員

この会に、若干名の顧問、特別会員を置くことができる。

第十一条 総会

総会は、会員をもって構成する。原則として年1回以上開催し、次の事項を審議する。

1. この会の事業
2. 副会長、理事、事務局員、監査、顧問、特別会員の選出。

3. 予算, 決算
4. 会則の変更
5. その他

第十二条 理事会

1. 理事会は, 会長, 副会長, 理事, 事務局長をもって構成する。
2. 理事会は, 必要に応じて開催し, 会務執行上の事項を審議する。

第十三条 実行委員会

1. 実行委員会は, この会の事業を行うのに必要が生じたとき, そのつど組織する。
2. 実行委員会は, 会員をもって構成し, 委員より実行委員長を互選する。
3. 実行委員長は, 必要に応じて実行委員会を召集する。

第十四条 会議の成立, 議決

1. 会議は, 構成員の過半数をもって成立する。欠席により委任状を提出した場合は, これに含めるものとする。ただし, 総会の成立については, 出席者の数を問わない。
2. 議決は, 出席者の過半数で決する。

第十五条 会計

1. 会員は, この会の運営のために, 年会費を納めるものとする。
2. この会の会計年度は, 4月1日から翌年の3月31日までとする。
3. 各事業の参加費は, そのつど納めるものとする。
4. 会費の年額は, 別に定める。

第十六条 事務局

この会に事務局を置く。

付 則

1. この会の運営に関する細則は別に定める。
2. この会則は, 1979年5月20日より施行する。
3. この会則は, 2001年5月20日より施行する。
4. この会則は, 2005年5月15日より施行する。(役員任期の変更)
5. この会則は, 2007年5月13日より施行する。(理事人数の変更, 特別会員の新設)
6. この会則は, 2009年5月10日より施行する。(事業の変更「会員名簿の作成」を削除)
7. この会則は, 2011年5月8日より施行する。(役員選出の変更, 役員任期の変更)
8. この会則は, 2014年5月11日より施行する。(会の英文表記の付加)
9. この会則は, 2015年5月31日より施行する。(会長任期の変更)

細 則

1. 理事は, 事務局員を兼務する。
2. 事務局長は, 事務局員より互選する。
3. 事務局員は, 庶務, 書記, 会計, 会報, ライブラリー, ホームページの各係を分掌する。
4. 監査は, 他の役員を兼務できない。
5. 事務局を事務局長宅に置く。
6. 会費は, 年額2,000円とする(2年以上の滞納は退会とする)。
7. 顧問, 特別会員の年会費は免除する。